

燕市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、燕市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1 指定を取り消す郵便局の名称

燕郵便局

燕東郵便局

燕南郵便局

小池郵便局

小中川郵便局

越後吉田郵便局

神田町郵便局

米納津郵便局

分水郵便局

国上郵便局

島上郵便局

2 指定を取り消す日

令和4年8月1日